

# 広島県高等学校体育連盟細則

## 第 1 章 地区支部及び専門部

第 1 条 地区支部及び競技専門部，その他の専門部は，次の基準により理事会の議を経て設置する。

- 1 地区支部は，代議員会によって定められた地区にそれぞれ支部を置く。  
(注 現在設置されている地区は次の5地区である。広島地区，三次地区，呉地区，尾三地区，福山地区)
- 2 競技専門部は，全国高等学校体育連盟に設置されている専門部又は(公財)日本体育協会並びに(公財)日本体育協会に加盟している競技団体種目であって，県内競技会を開催するにたる加盟校数を獲得されているものであること。  
(注 現在設置されている競技専門部は次の33部である。陸上競技駅伝部，水泳部，体操部，ボート部，ヨット部，登山部，スキー部，バスケットボール部，ハンドボール部，バレーボール部，ソフトテニス部，テニス部，卓球部，サッカー部，ラグビー部，柔道部，ソフトボール部，剣道部，相撲部，弓道部，レスリング部，ボクシング部，バドミントン部，フェンシング部，ウェイトリフティング部，自転車競技部，アーチェリー部，空手道部，少林寺拳法部，なぎなた部，ホッケー部，ゴルフ競技部，ライフル射撃部)
- 3 その他の専門部は，前2項以外に属する本連盟の運営に必要と認められるものであること。  
(注 現在設置されている専門機関は次の2部である。定通部，研究部)  
なお，地区支部，競技専門部，その他の専門部の運営については，本連盟の規約に従いそれぞれの部において定める。)

## 第 2 章 役員

第 2 条 役員を選出区分は下記の通りとする。

- 1 理事 95名  
理事長 (1)                      事務局長 (1)                      事務局次長 (1)  
地区支部長 (5)                      地区支部委員長 (5)  
専門部長 (35)                      専門部委員長 (35)  
校長代表 (公私各2)                      教頭代表 (各地区各1)                      定通制教頭代表 (3)
- 2 常任理事 (理事中より選出する) 17名  
理事長 (1)                      事務局長 (1)                      事務局次長 (1)  
地区支部委員長 (1)                      専門部長 (2)                      専門部委員長 (7)  
校長代表 (公私各1)                      教頭代表 (1)                      定通制教頭代表 (1)
- 3 監事 8名  
校長 (公私各1)                      教員 (6)
- 4 代議員

## 第 3 章 加盟

第 3 条 本連盟は広島県内高等学校と特別支援学校及び付則に規定する準加盟校で本連盟の趣旨に賛同する者をもって構成する。

第 4 条 本連盟の加盟は学校単位とし，加盟校は校長を代表とし，本連盟の「加盟書類」に所要事項を記して申込むものとする。

第 5 条 加盟者が本連盟規約に違反したときは、代議員会の決議により加盟を解除することができる。

#### 第 4 章 会費並びに部費

第 6 条 会費並びに部費の決定は代議員会において、審議決定する。

第 7 条 会費並びに部費は各学校において一括 5 月末日までに納入する。但し、次の通り分納することができる。第 1 期 5 月末日・第 2 期 9 月末日まで

第 8 条 納入方法は加盟校ごとにまとめ、本連盟の納入書類に所要事項を記して納入する。

第 9 条 生徒数は 5 月 1 日現在の在籍者とする。

#### 第 5 章 本連盟が関与する対外運動競技会の開催並びに参加基準

第 10 条 学校教育活動としての対外運動競技会の開催並びに参加については、次の各号の基準に基づくものとする。

1 全国大会の参加は、全国高等学校総合体育大会を原則とする。

2 地域大会の参加は、中国高体連主催の中国高等学校種目別大会を原則とする。

3 県内大会の開催は、県高等学校総合体育大会、新人大会を含めて年 3 回以内（前項の全国・地域大会の県内予選を含む）とする。

4 県内地区大会の開催は、県内大会の開催基準に準ずる。

#### 第 6 章 表 彰

第 11 条 本連盟は次の表彰を行う。

1 スポーツ賞 2 功労賞

第 12 条 表彰規程は別にこれを定める。

#### 第 7 章 報告規定

第 13 条 各地区支部並びに専門部は次の事項を所定の用紙により報告するものとする。

1 部規約 2 役員組織 3 行事予定 4 大会報告

報告期日は 2 月末日とする。但し、大会報告は大会終了後 1 週間以内とする。

昭和 46 年 4 月 1 日 一部改正

昭和 55 年 5 月 2 日 一部改正

平成 6 年 4 月 1 日 一部改正

平成 7 年 4 月 1 日 一部改正

平成 9 年 4 月 1 日 一部改正

平成 12 年 4 月 1 日 一部改正

平成 14 年 4 月 1 日 一部改正

平成 18 年 4 月 1 日 一部改正

平成 27 年 5 月 8 日 一部改正